

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公表番号】特表2019-529578(P2019-529578A)

【公表日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-042

【出願番号】特願2019-539733(P2019-539733)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 2 3 L 33/10 (2016.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 K 50/00 (2006.01)

A 6 1 K 45/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 2 3 L 33/10

A 6 1 P 35/00

A 6 1 K 50/00 1 0 0

A 6 1 K 45/06

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月2日(2020.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

腫瘍の治療のための栄養補助食品であって、

前記栄養補助食品が、腫瘍の治療において、マルトデキストリン、乳漿タンパク質分離物、乳漿タンパク質濃縮物、フラクトオリゴ糖/イヌリン、オート麦繊維、ダイズタンパク質、レシチン、無脂肪乳、コメタンパク質粉末、カゼイン酸カルシウム、亜麻油、キャノーラ油、ポラージ油、オリーブ油、魚油、レモン油、オレンジ油、混合トコフェロール、リン酸カリウム、炭酸カルシウム、重酒石酸コリン、塩化ナトリウム、リン酸カルシウム、アスコルビン酸、塩化カリウム、酸化マグネシウム、セレン酵母、クロム酵母、モリブデン酵母、イノシトール、硫酸亜鉛、ビタミンE、ナイアシンアミド、リン酸第二鉄、パントテン酸カルシウム、硫酸マンガン、カロテン、グルコン酸銅、ビタミンD3、ビタミンK2、ピリドキシン、ヨウ化カリウム、リボフラビン、チアミン、ビタミンK1、ビタミンA、葉酸、d-ビオチン、ビタミンB12、L-カルニチン、L-グルタミン、L-アルギニン、タウリン、L-リジン、リポ酸、レスベラトロール、コエンザイムQ10、グリシン、プロリン、Lact. Acidophilus培養物、Bifido Bifidium培養物、Lac. B ulgaricus培養物、Bifido Longum 培養物、Strep. Thermophilus培養物、パパイン、ペプシン、リパーゼ、プロメライン、パンクレアチン、ラクターゼ、ベタイン、パイナップル果汁粉末、パイヤ果実粉末、ケルセチン、EGCG、OPC、アントシアニン、エラグ酸、アスタキサンチン、ノムシタケ属調製物、マンネンタケ調製物、シイタケ調製物、マイタケ調製物、およびカワラタケ調製物、を含む機能的栄養補助食品を含み、

前記機能的栄養補助食品が、放射線療法プロトコルとの組み合わせでの使用のために処方され、

前記機能的栄養補助食品が、前記放射線療法プロトコルとの組み合わせで使用された場合に、腫瘍体積または重量の低減において相乗効果を提供する量で提供される、栄養補助食品。

【請求項 2】

前記栄養補助食品が、ブラウンシュガー、ハチミツ、フレンチバニラフレーバー、およびバニラマスキングフレーバーからなる群から選択される 1 つまたは複数の風味材料をさらに含む、請求項 1 に記載の栄養補助食品。

【請求項 3】

前記栄養補助食品が、前記放射線療法プロトコルの副作用を低減するのに有効である、請求項 1 に記載の栄養補助食品。

【請求項 4】

前記栄養補助食品が、前記腫瘍の遺伝子の発現を調節するのに有効である、請求項 1 に記載の栄養補助食品。

【請求項 5】

前記遺伝子が血管新生因子をコードする、請求項 4 に記載の栄養補助食品。

【請求項 6】

前記遺伝子がアポトーシス因子をコードする、請求項 4 に記載の栄養補助食品。

【請求項 7】

前記栄養補助食品が、前記腫瘍の転移活性を低減するのに有効である、請求項 1 に記載の栄養補助食品。

【請求項 8】

前記栄養補助食品を前記放射線療法との組み合わせでの使用のために処方される、請求項 7 に記載の栄養補助食品。

【請求項 9】

前記栄養補助食品が、ブラウンシュガー、ハチミツ、フレンチバニラフレーバー、およびバニラマスキングフレーバーからなる群から選択される 1 つまたは複数の風味材料をさらに含む、請求項 7 に記載の栄養補助食品。

【請求項 10】

前記栄養補助食品が、前記腫瘍の血管新生活性を低減するのに有効である、請求項 1 に記載の栄養補助食品。

【請求項 11】

前記栄養補助食品が、前記腫瘍のがん幹細胞の成長を低減するのに有効である、請求項 1 に記載の栄養補助食品。

【請求項 12】

マルトデキストリン、乳漿タンパク質分離物、乳漿タンパク質濃縮物、フラクトオリゴ糖ノイヌリン、オート麦繊維、ダイズタンパク質、レシチン、無脂肪乳、コメタンパク質粉末、カゼイン酸カルシウム、亜麻油、キャノーラ油、ポラージ油、オリーブ油、魚油、レモン油、オレンジ油、混合トコフェロール、リン酸カリウム、炭酸カルシウム、重酒石酸コリン、塩化ナトリウム、リン酸カルシウム、アスコルビン酸、塩化カリウム、酸化マグネシウム、セレン酵母、クロム酵母、モリブデン酵母、イノシトール、硫酸亜鉛、ビタミン E、ナイアシンアミド、リン酸第二鉄、パントテン酸カルシウム、硫酸マンガン、カロテン、グルコン酸銅、ビタミン D 3、ビタミン K 2、ピリドキシン、ヨウ化カリウム、リボフラビン、チアミン、ビタミン K 1、ビタミン A、葉酸、d - ビオチン、ビタミン B 1 2、L - カルニチン、L - グルタミン、L - アルギニン、タウリン、L - リジン、リボ酸、レスベラトロール、コエンザイム Q 10、グリシン、プロリン、Lact. Acidophilus 培養物、Bifido Bifidum 培養物、Lac. Bulgaricus 培養物、Bifido Longum 培養物、Strept. Thermophilus 培養物、パパイン、ペプシン、リパーゼ、プロメライン、パンクレアチン、ラクターゼ、ベタイン、パイナップル果汁粉末、パパイヤ果実粉末、ケルセチン、EGCG、OPC、アントシアニン、エラグ酸、アスタキサンチン、ノムシタケ属調製物、マンネンタケ調製物、シイタケ調製物、マイタケ調製物、および、カワラタケ調製物が

ら本質的になる、栄養補助食品。

【請求項 1 3】

1 つまたは複数の風味材料をさらに含む、請求項 1 2 に記載の栄養補助食品。

【請求項 1 4】

前記 1 つまたは複数の風味材料の少なくとも 1 つが、ブラウンシュガー、ハチミツ、フレンチバニラフレーバー、およびバニラマスキングフレーバーからなる群から選択される、請求項 1 3 に記載の栄養補助食品。